

別 紙

公開概要書

受付日	令和 7 年 4 月 1 日	回答日	令和 7 年 5 月 12 日	担当課	障がい者福祉課
意見等の内容	障がい者手帳、能原性運動機能障害 2 級以上、3 歳以上でなければ申請が出来ない現状 脳原性だけでなく、体幹機能などの障がい者手帳でも申請ができるようにしてほしい。 主治医の意見書でも申請ができてほしいです。 申請しようと思っても障がい名が違うため申請が出来なかったのが悲しかったです。 おむつの申請ができたなら経済的な負担が減りますし、申請の条件が変われば親の負担が減ります。				
回答の内容	益田市では、「益田市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱」に基づき、紙おむつの給付を行っており、対象者を、主に、二分脊椎により排尿機能又は排便機能の障がい有する方、脳原性運動機能障害 2 級以上で意思表示が困難な方としているため、それら障がいの認定がない場合、医師の意見書のみでの給付は、原則認めておりません。 しかしながら、同程度の障がいのあるお子様にとって、おむつは毎日必要不可欠なものであり、経済的なことも含め心身ともにご負担が大きいことも理解しており、日常生活用具の中でも、一部の用具（ネブライザー（吸入器）等）については、医師の意見書により用具の給付を認めていることから、実態の把握や県内他市の状況等の確認を行い、基準の見直しについて調査検討してまいります。				